報道資料

千　葉　県

CHIBA

Chiba Prefectural Government

令和８年１１月１６日
教育庁企画管理部財務課
電話０４３－２２３－４１５７

県立学校における不適切な事務処理について

県立学校２校（県立小見川高等学校・県立市原特別支援学校）において、職員の事務遅滞等により、それぞれ「公立高等学校等奨学のための給付金」の認定手続きの未処理や事業者等への支払遅延が判明しました。

また、「公立高等学校等奨学のための給付金」については、認定手続きの未処理により、本来受け取れるはずの国庫補助金等が対象外となり、県の一般財源による支出の必要が生じました。

このような事態を招き、県民の信頼を損なうこととなったことを深くお詫び申し上げます。今後このようなことが起こらないよう、再発防止に努めてまいります。

１　県立小見川高等学校

（１）事案の概要

①「公立高等学校等奨学のための給付金」の認定手続きの未処理

ア　内容

「公立高等学校等奨学のための給付金」（別紙参照）の令和６・７年度分の６件について、認定に必要な手続が行われず未支給となりました。

また、これに伴い、国庫支出金等の受け入れができず、県の一般財源による追加の負担が生じることとなりました。

なお、未処理となっていた認定手続きについては、対象となる保護者へ謝罪した上、支払処理は完了しています。

イ　未処理件数及び県の一般財源等への影響

・件数　６名（令和６年度分：１名、令和７年度分：５名）
・金額　750,800 円（うち県の一般財源による追加負担額：345,700 円）

②事業者等への支払漏れ

ア　内容

令和７年度の学校医に対する報酬及び講師等への報償費について、業務実施後、速やかに支払うべきところ、未払いとなっていました。

なお、未払いとなっていた事案については、相手方に謝罪した上、支払処理は完了しています。

イ　支払漏れの件数及び金額（９件、１，６７６，０００円）

・学校医への報酬　（７件、1,576,000 円）
・講師等への報償費（２件、　100,000 円）

（２）判明した経緯

本年６月に、担当職員が長期休暇を取得したことを受け、業務の進捗状況を確認したところ、過年度の担当業務において、未処理となっている事案が判明しました。

（３）発生原因

・担当職員の制度理解や事務処理に関する認識が不十分であったことに加え、コンプライアンスの遵守に対する意識が不足していました。

・事務処理の進捗状況について、管理職による業務マネジメントや進行管理など、組織的な確認が行われていませんでした。

２　県立市原特別支援学校

（１）事案の概要

ア　内容

令和８年度における消耗品の購入や業務委託契約等について、請求書の受理後１５日又は３０日以内に支払うべきものが未払いとなっていました。

なお、未払いとなっていた事案については、相手方に謝罪した上、支払処理は完了しています。

イ　支払遅延の件数及び金額（６２件、１９，６５８，７６７円　※9 月末時点）

・スクールバス運行等業務委託（２４件、17,687,676 円）

・学校施設設備の保守・点検、修理等（１９件、1,046,650 円）

・各種消耗品の購入等（１９件、924,441 円）

ウ　支払遅延の日数

・７日～１７０日

（２）判明した経緯

本年８月の県の会計検査において、支払い事務の遅延を指摘されたことを受け、県教育委員会で状況を確認したところ、多数の支払い事務の遅延が判明しました。

（３）発生原因

・担当職員が支出事務について、他の事務が多忙との理由で後回しにしていたことに加え、コンプライアンスの遵守に対する意識が不足していました。

・事務処理の進捗状況について、管理職による業務マネジメントや進行管理など、組織的な確認が行われていませんでした。

３　再発防止策について

・研修の実施や相談体制の充実など、職員の意識及び知識の向上を図るとともに、学校の組織体制やチェック体制を強化し、業務の進捗管理や情報共有を徹底します。

・各学校に対して適切な事務処理の徹底について通知するとともに、県立学校全校を対象に学校事務の遅滞・未処理の状況等の点検を実施します。

・点検の結果、遅滞等の状況を把握した場合は、県教育委員会の関係課が速やかに学校を訪問し、早期の処理等に向けた伴走支援の強化を図ります。

・教育庁全体で、学校事務の負担軽減を図るため、事務の見直し・集約化などの検討を進めます。

参考

○「公立高等学校等奨学のための給付金」制度の概要

公立高等学校等の高校生等が安心して教育を受けられるよう、高校生等がいる低所得者世帯に対し、給付金を支給することにより、授業料以外の教育費負担を軽減し、修学を支援する。

対象者	公立高等学校等（特別支援学校高等部を除く）に在学する高校生等の保護者等であって、保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である者
申請方法	申請書類を居住する都道府県教育委員会に提出し、審査の上、支給 （原則として在学する学校を通じて提出）
給付額	生活保護受給世帯：　年額　32,300 円 非課税世帯：（第１子）　年額　131,500 円　（R6 単価：122,100 円） （第２子以降）年額　143,700 円 （通信制・専攻科）年額　50,500 円
千葉県対象者数	R7 実績　6,457 人　［R5 給付実績 7,208 人、R6 実績 8,411 人］
国庫補助率	1／3（高等学校等修学支援事業費補助金）



※茨城県、埼玉県に居住し、千葉県内の高校に通学している場合は、学校事務室に提出し、千葉県教育委員会を通じて居住する県教育委員会に送付する。